2　外断熱改修工事
(9.2.2)　断熱材の種類（　　）厚さ（　　）
(9.2.2)　外装材の種類（　　）断熱性能（　　）
(9.2.3)　既存外壁の仕上材の撤去　・有（・図示　・　　）　・無
下地面の清掃の適用　・有　・無
(4.1.4)　断熱材を設置する部分の下地に欠損がある場合の改修工法
・（　　）
(9.2.4)　工法（建築基準法に基づく風圧力に対応）
（　　）
下地等の不陸調整　・有（　　）　・無
断熱材の施工　・有（　　）　・無
通気層　・有　厚さ（　　）　・無
外装材の外壁への取り付けの適用　・有　・無
外装材の施工　（　　）

3　断熱・防露改修工事
・断熱材打込み工法
(9.3.2)　JIS A9521に基づく発泡プラスチック断熱材断熱材の種類及び厚さ
種類（　　）
厚さ（　　）
フェノールフォーム断熱材のホルムアルデヒド拡散量
※Ｆ☆☆☆☆　・（　　）
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド拡散量
※Ｆ☆☆☆☆　・（　　）
(9.3.3)　・断熱材現場発泡工法
JIS A9526に基づく断熱材の種類及び厚さ
断熱材の種類　・Ａ種１又　・Ａ種１Ｈ
吹付け厚さ（mm）　・25　・30　・（　　）
施工箇所　・図示　・（　　）
(9.3.4)　・断熱材後張り工法
JIS A9521に基づく発泡プラスチック断熱材断熱材の種類及び厚さ
種類（　　）
厚さ（　　）
・断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネルを使用
フェノールフォーム断熱材のホルムアルデヒド拡散量
※Ｆ☆☆☆☆　・（　　）
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド拡散量
※Ｆ☆☆☆☆　・（　　）

4　屋上緑化
(9.4.2)　芝及び地被類の種類等　・図示による
芝　　・種類（　）
地被類　・種類（　）ポット径（　　）芽立数（　　）
その他の材料
・見切り材　種類（　　）
・舗装材　　種類（　　）
・排水孔　　種類（　　）　形状（　　）
・マルチング材　種類（　　）
(9.4.3)　工法
・「屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」（平成12年5月31日　建設省告示第1458号）に基づく風圧力に対応する。
・かん水装置の設置
かん水に使用する水　・上水　・貯留雨水　・（　　）
種類　・スプリンクラー　・散水パイプ　・（　　）
既存保護層等の撤去工法の適用　・有【3.2.3】　・無
(9.4.4)　新植樹木の枯補償期間
※引渡しの日から１年　・（　　）
同等以上のものを再移植するものとする

5　透水性アスファルト舗装改修工事
(9.5.2)　既存舗装の撤去　・有　範囲（・図示　・（　　））　・無
既存舗装の一部を撤去しないで再利用する場合　・有　・無

(9.5.3)　・路床
路床の材料等

種別	材料	厚さ(mm)
(表8.28.1)・盛土	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種	・図示 ・（　　）
・遮断層	・川砂、海砂又は良質な山砂 （7μmふるい通過量10%以下）	・図示 ・（　　）
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン ・クラッシャラン　・切込み砂利 ・川砂、海砂又は良質な山砂 （75μmふるい通過量10%以下） ・	・図示 ・（　　）
・フィルター層 （透水性舗装）	・川砂、海砂又は良質な山砂 （75μmふるい通過量6%以下）	・図示 ・（　　）

・路床安定処理の適用　適用する舗装種別（　　）
(表9.5.2)　・添加材料による安定処理
種類　・普通ポルトランドセメント　・高炉セメントＢ種
・フライアッシュセメントＢ種
・生石灰（・特号・１号）　・消石灰（・特号・１号）
(9.5.3)　試験
砂の粒度試験　・行う　・行わない
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う　・行わない
現場ＣＢＲ試験　・行う　・行わない
路床締固め度の試験　※行う　・行わない
(表9.5.3)　・路盤
路盤の厚さ　・図示　・（　　）
路盤材料
・図示　・クラッシャラン　・粒度調整砕石
・再生クラッシャラン　・再生粒度調整砕石
・クラッシャラン鉄鋼スラグ　・粒度調整鉄鋼スラグ
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ
(9.5.5)　・舗装部

材料	構成及び厚さ(mm)
ストレートアスファルト	・図示　・（　　）

舗装の平坦性　※著しい不陸がないもの　・（　　）
(9.5.9)　試験
透水性アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない

10 その他
1 防火上主要な間仕切り壁
・ LGS100型下地 両面強化石膏ﾎﾞｰﾄﾞt15+t15（耐火間仕切り壁）
（1時間耐火 FP060NP-0174）
⊙ LGS100型下地 両面強化石膏ﾎﾞｰﾄﾞt21+t21
（建設省告示1399号仕様）

※ 隙間処理（充てん材）は柱、梁及びパーテションとの取合部(四周)において施工する。

【防火上主要な間仕切り壁　断面詳細図（参考図）】

(a)

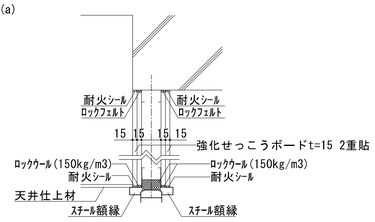

(b)

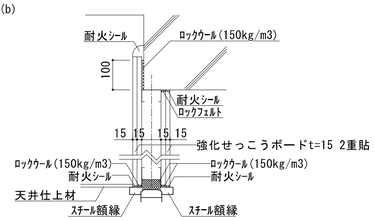

(c)

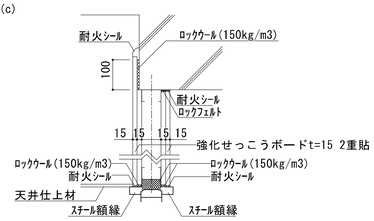

2　階段滑り止め
材質　ステンレスSUS304
形状　ビニルタイヤ入り
両面フラットエンド　※無し　・有り
幅（mm）　・30　・35　・40
取付け工法　・接着工法（ビス止め併用）　・埋込み工法

3　階段手すり
※樹脂製ハンドレール（φ40・2段・点字付）　・

4　フリーアクセスフロア
施工箇所

構法	仕切り高さ	適用地震時水平力	表面仕上げ材
※パネル構法		・1.0G	・タイルカーペット ・塩ビタイル

表面仕上げ材の品質・規格等は、各仕上げ材の項目による。
スロープ及びボーダー　※製造所の標準仕様　・図示
コンセント等の取付け対応　※製造所の標準仕様
（コンセント本体は別途工事）
配線用取り出し用開口　※製造所の標準仕様

5　トイレブース
仕様　ペーパーコア　パーティクルボードt9.0裏打ち
メラミン樹脂化粧板
金属等　アルミアールエッジ　SUS頭つなぎ（ふた付）
グラビティヒンジ　SUS幅木　非常解放戸当たり
帽子掛け　表示錠付スライドボルト（非常開閉装置付）

6　ブラインド
・既存再使用する（養生方法：　　）
・新設する

形式	種類	スラット 材種	スラット 幅（mm）
※横型	※ギア式　・コード式 ・操作棒式	・アルミニウム合金製	※25 ・35
・縦型	・1本操作コード式 ・2本操作コード式	・アルミスラット ・クロススラット	・80 ・100

7　カーテンレール
・既存再利用する
・新設する
材種　※アルミニウム製　・ステンレス製
型式　・片引き　・引分け
（※暗幕用は、300mm以上の召合せの重掛けとする。）

8　ブラインドボックス及びカーテンボックス
・既存再使用する
・新設する
※市販品（アルミニウム製　押出し型材）　・木製（ ｼﾅ・米桐 ）
溝幅×高さ（mm）
※150×150　・150×200　・120×80　・120×150
色彩
・B1-1　・B-2（※ブラウン系　・ブラック　・ステンカラー）
※EP-G塗装

9　黒板及びホワイトボード

種類		色彩	備考
・黒板	※ﾎｰﾛｰ製	※緑　・黒	※半局面　・平面　・上下 ・スクリーン付引分け
・ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ	※ﾎｰﾛｰ製	※白	※半局面　・平面　・上下 ・スクリーン付引分け

10　表示標識
誘導標識（蓄光タイプ）、消火器標識等は市販品とする

11　天井点検口
材質　アルミニウム製（※額縁タイプ　・目地タイプ）

12　屋内表示板
枠の材質　※アルミニウム製
表面の材質　※ベルトーン貼り
※コンセント、スイッチ類の位置を施工前に確認し、位置及び寸法を適宜調整すること。

13　洗面カウンター
材質　・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）
・人工大理石（品質　※図示）
奥行（mm）・約500　・約550　・約600

14　流し台ユニット

材種	寸法(mm) W	D	H	備考
・流し台	・1200 ・1500 ・1800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 コンロ台含む トラップ付き 天板ステンレス製
・コンロ台	・600	・590 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
・つり戸棚	・1800 ・1500 ・1200 ・900	・370	・500 ・470	市販品
・水切り	・600	－	－	市販品 ステンレス製 ・1段式　・

品質・性能　JIS A 4420による
形状　※図示

参考メーカー／業者リスト

部　位	メーカー／業者	部　位	メーカー／業者

SAGAMIHARA
相模原市

工事名称　市立弥栄小学校給食室修繕

縮尺　－
設計年月　2026.06
図面名称　改修特記仕様書(13)
図面番号　改特１３　A

(8.17.2)
・錆止め塗装
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲
・図示　・（　　）

(8.17.2)
耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲
・コンクリートに密着する部分及び埋め込まれる部分
・高力ボルト摩擦接合部の摩擦面
・密閉される閉鎖型断面の内面
・ピン、ローラー等密着する部分及び回転又は摺動面で削り仕上げした部分
・組立によって肌合せとなる部分

(8.17.4)
・錆止め塗料の種別
鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の錆止め塗料
※Ａｓ種　・（　　）
耐火被覆材が接着する面に塗装する場合の錆止め塗料
・（　　）

(8.18.2)
・耐火被覆　適用箇所（　　）

種類	形状	寸法
・耐火材吹付け	・（　　）	・（　　）
・耐火板張り	・（　　）	・（　　）
・耐火材巻付け	・（　　）	・（　　）
・ラス張りモルタル塗り	・（　　）	・（　　）
・耐火塗料等	・（　　）	・（　　）

(8.18.3)
耐火性能
（・30分　・45分　・1時間　・2時間　・3時間）耐火

(8.20.5)
・溶融亜鉛めっき工法
溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の摩擦面の処理方法
・ブラスト処理
・りん酸塩処理
・（　　）
ボルトの長さがねじの呼びの５倍を超えるJIS形高力ボルトをナット回転法にて締め付ける場合の回転量
（　　）

8-4 耐震改修工事　各種工事

1　現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
(8.21.2)
既存部分の撤去等
・既存仕上げの撤去範囲
※本工事に支障となる最小限の範囲を撤去し、既存構造体を露出させる
・（　　）
・既存構造体の撤去範囲
・（　　）
・はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置
・（　　）

(8.21.3)
既存部分の処理
目荒しの程度　（　　）

(8.21.6)
割裂補強筋の仕様　・スパイラル筋　・はしご筋　・（　　）

(8.21.8)
コンクリートの打込み
打込み工法の種類　・流込み工法　・圧入工法

(8.21.9)
既存構造体と増設壁との取合いの処理方法
※既存構造体と増設壁との隙間には、グラウト材を注入する。
・（　　）

(8.21.10)
増設壁工事後の仕上　（　　）

2　鉄骨ブレースの設置工事
(8.22.2)
既存部分の撤去等
・既存仕上げの撤去範囲
※本工事に支障となる最小限の範囲を撤去し、既存構造体を露出させる
・（　　）
・既存構造体の撤去範囲
・（　　）
・はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置
・（　　）

(8.22.7)
割裂補強筋の仕様　・スパイラル筋　・はしご筋　・（　　）

(8.22.9)
ブレース工事後の仕上　（　　）

3　柱補強工事
(8.23.1)
柱補強工事の工法の種類
・溶接金網巻き工法　・溶接閉鎖フープ巻き工法
・鋼板巻き工法　・帯板巻き付け工法

(8.23.3)
既存部分の撤去等
・既存仕上げの撤去範囲
※本工事に支障となる最小限の範囲を撤去し、既存構造体を露出させる
・（　　）
・既存構造体の撤去範囲
・（　　）
・はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置
・（　　）
既存部分の処理
目荒しの程度　（　　）

(8.23.5)
コンクリート及び構造用モルタルの打込み（溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法の場合）
打込み工法の種類　・流込み工法　・圧入工法

(8.23.6)
柱頭及び柱脚に隙間に設ける場合の鋼板等の加工（鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法）
加工形状　・円形　・角型

(8.23.7)
補強工事後の仕上げ　（　　）

4　連続繊維補強工事
(8.24.4)
既存部分の撤去等
・既存仕上げの撤去範囲
※本工事に支障となる最小限の範囲を撤去し、既存構造体を露出させる
・（　　）
・既存構造体の撤去範囲
・（　　）
・はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置
・（　　）

(8.24.6)
ひび割れ部の改修
・改修工法に【4.1.4】の樹脂注入工法に準じる
柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ　（　　）
連続繊維補強材の強度試験
・JIS A 1191 引張強度試験による　試験数量（　　）
・JIS A 6909 付着強度試験による　試験数量（　　）

(8.24.7)
補強工事後の仕上げ（　　）

5　耐震スリット新設工事
(8.25.2)
スリットの幅及び深さ　（　　）
既存部分の撤去等
・既存仕上げの撤去範囲
※本工事に支障となる最小限の範囲を撤去し、既存構造体を露出させる
・（　　）
撤去部の補修方法
※撤去材と同一材で補修する
・（　　）

充填材の挿入及び周囲補修等
・防火材　使用箇所（　　）仕様（　　）
・遮音材　使用箇所（　　）仕様（　　）

6　免震改修工事
(8.26.5)
スリットの幅及び深さ　（　　）
既存部分の撤去等
(8.26.6)
・既存仕上げの撤去範囲
※本工事に支障となる最小限の範囲を撤去し、既存構造体を露出させる
・（　　）
・既存構造体の撤去範囲
・（　　）
・はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置
・（　　）
既存部分の処理
目荒しの程度　（　　）

既存杭の撤去等
撤去範囲及び撤去方法（既存杭の一部を撤去する場合）
範囲（　　）
方法（　　）

(8.26.7)
支承材及び減衰材
・分類（　　）
材質（　　）
諸元　・図示　・（　　）
製品確認試験の項目及び数量
・図示

試験項目	数量
・（　　）	・（　　）

製品検査の項目等
・図示
・材質検査

材質	検査内容	判定基準	調査頻度
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）

・外観検査

材質	検査内容	判定基準	調査頻度
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）

・（　　）

材質	検査内容	判定基準	調査頻度
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）

(8.26.10)
防錆処置　（　　）
設置位置の寸法許容差　（　　）
割裂補強筋の仕様　・スパイラル筋　・はしご筋　・（　　）
(8.26.13)
支承材又は減衰材設置後の仕上げ　（　　）
(8.26.14)
支承材への耐火被覆の適用及び種類
・有　種類（　　）　・無
(8.26.15)
免震化された部分の周囲に設置するエキスパンジョイント
仕様（　　）
工法（　　）
(8.26.16)
設置完了時の検査の項目及び数量

検査項目	数量
・（　　）	・（　　）

(8.26.17)
維持管理要綱に記載する項目
記載項目　※【8.26.17(2)(ｱ)～(ｴ)】
・（　　）
・（　　）
・（　　）

維持管理に必要な計測機器等の設置
地震計等の計測機器の設置　・有　・無
仕様（有の場合）　（　　）

7　制振改修工事
(8.27.2)
既存部分の撤去等（既存部分がＲＣ造又はＳＲＣ造の場合）
・既存仕上げの撤去範囲
※本工事に支障となる最小限の範囲を撤去し、既存構造体を露出させる
・（　　）
・既存構造体の撤去範囲
・（　　）
・はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置
・（　　）

既存部分の撤去等（既存部分がＳ造の場合）
・既存仕上げの撤去範囲
※本工事に支障となる最小限の範囲を撤去し、既存構造体を露出させる
・（　　）
・既存鉄骨の撤去範囲（　　）
・既存鉄骨の撤去方法（　　）
・既存鉄骨の措置（　　）

(8.27.4)
減衰材
・支承材の分類（　　）
材質（　　）
諸元　・図示　・（　　）
製品確認試験の項目及び数量
・図示

試験項目	数量
・（　　）	・（　　）

製品検査の項目等
・図示
・材質検査

材質	検査内容	判定基準	調査頻度
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）

・外観検査

材質	検査内容	判定基準	調査頻度
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）

・（　　）

材質	検査内容	判定基準	調査頻度
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）	・（　　）

6-2 内装改修工事　軽量鉄骨天井下地

(6.6.4)

吊りボルト受け等の既存の埋込みインサート
⊙使用する　・使用しない
既存吊りボルトの引張り試験（使用する場合）
確認箇所数　※当該階において3箇所(屋内の場合)
⊙（行わない）
確認強度　※400N程度(吊ボルト受け等間隔900㎜程度かつ
天井面構成部材等単位面積当たりの質量が
20kg/㎡以内の天井の場合)
・（　　）
吊りボルト受け等のあと施工アンカー
・使用する　・使用しない
あと施工アンカーの引張り試験（使用する場合）
確認箇所数　※当該階において3箇所(屋内の場合)
・（行わない）
確認強度　※400N程度(吊ボルト受け等間隔900㎜程度かつ
天井面構成部材等単位面積当たりの質量が
20kg/㎡以内の天井の場合)
・（　　）
・吊りボルトの間隔が900㎜を超える場合
補強方法　・図示　・（　　）
・天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法　※図示　・（　　）
・天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強材の設置方法　・図示　・（　　）

屋外の軒天井、ピロティ天井等の補強
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
※適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力
（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法）
・適用しない

② 軽量鉄骨壁下地
(6.7.3)
(表6.7.1)

スタッド、ランナー等の種類
※【表6.7.1】によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
・50形　⊙65形　⊙90形　・100形　・（　　）
スタッドの高さが5.0mを超える場合
※図示　・（　　）

(6.7.4)

出入口及びこれに準ずる開口部の補強方法
※【6.7.4(5)(ア)～(ウ)】による　・図示

6-3 内装改修工事　仕上等

① ビニル床シート
(6.8.2)

施工箇所（　　）

種類	JIS 記号	色柄	特殊機能	厚さ（mm）
⊙発泡層のないもの	※ＦＳ ・（　　）	・無地 ⊙ﾏｰﾌﾞﾙ柄	・帯電防止 ・耐動荷重性	※ 2.0 ・（　　）
・発泡層のあるもの	・（　　）	・無地 ・柄物	⊙防滑性 ・耐薬品性 ⊙超防汚性	・（　　）

帯電防止性能
帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満又は
体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10⁷ ～1×10¹⁰Ω程度
下地の工法（モルタル、セルフレベリング材、木下地以外）
(6.8.3)
・下地種別（　　）　工法（　　）
目地処理の工法　※熱溶接工法　・突付け

2 ビニル床タイル
(6.8.2)

施工箇所（　　）

JIS記号	色柄	寸法	特殊機能	厚さ(mm)
※ＫＴ(ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝ ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防滑性	※2.0 ・3.0
・ＴＴ(単層 ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・視覚障害者用	※2.0
・ＦＴ(複層 ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・45×450	・帯電防止 ・防滑性	※2.0 ・2.5 ・3.0
・ＦＯＡ(置敷き ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・500×500	・帯電防止 ・防滑性	

帯電防止性能
帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満又は
体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10⁷ ～1×10¹⁰Ω程度
下地の工法（モルタル、セルフレベリング材、木下地以外）
・下地種別（　　）　工法（　　）

③ ビニル幅木
(6.8.2)

材質　⊙軟質　・硬質
高さ(mm)　※60　⊙75　・100
厚さ(mm)　※1.5以上　・（　　）

4 ゴム床タイル
(6.8.2)

種類　・天然ゴム　・合成ゴム
色柄　・無地　・柄物
厚さ(mm)　・3.0　・4.0　・5.0　・6.0　・9.0
寸法(mm)（　　）
下地の工法（モルタル、セルフレベリング材、木下地以外）
・下地種別（　　）　工法（　　）

接着剤（ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル含む）
のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・（　　）

(表6.8.1)

セメント系下地及び木質系下地以外に用いるビニル床シート及び
ビニル床タイル用接着剤の種別　（　　）

(表6.8.2)

セメント系下地及び木質系下地以外に用いるゴム床タイル用
接着剤の種別　（　　）

5 カーペット敷き
(6.9.1)
(6.9.2)

下地の工法（モルタル、セルフレベリング材、木下地以外）
・下地種別（　　）　工法（　　）
カーペット用の接着剤のホルムアルデヒド放散量
※Ｆ☆☆☆☆　・（　　）
見切り、押え金物
・適用する（材質、種類、形状等　※図示　・（　　））
・適用しない

・織じゅうたん　施工箇所（　　）

ﾊﾟｲﾙ形状	織り方	色柄等	糸の種類
・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ ・ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ ・ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	・ｳｨﾙﾄﾝ ｶｰﾍﾟｯﾄ ・ﾀﾌﾞﾙﾌｪｰｽｶｰﾍﾟｯﾄ ・ｱｷｽﾐﾝｽﾀｰ ｶｰﾍﾟｯﾄ	※無地 ・柄物 (標準品)	・（　　） ・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種

帯電性の適用
・適用する（性能：※人体帯電圧3kv 以下　・　　）
・適用しない
(6.9.3)
接合方法
※ヒートボンド工法　・手縫いで、間ぜまにつづり縫い
(6.9.2)
グリッパー工法時の下敷き材
※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種1号　呼び厚さ 8mm
・（　　）

(6.9.2)
・タフテッドカーペット　施工箇所（　　）
(6.9.3)

ﾊﾟｲﾙ形状	工法	ﾊﾟｲﾙ長(mm)
・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ ・ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ ・ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	・ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法 ・全面接着工法	・（　　）

帯電性の適用
・適用する（性能：※人体帯電圧3kv 以下　・　　）
・適用しない
(6.9.2)
グリッパー工法時の下敷き材
※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種1号　呼び厚さ 8mm
・（　　）

(6.9.2)
・タイルカーペット　施工箇所（　　）

ﾊﾟｲﾙ形状	種類	寸法	総厚さ（mm）
※ ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	※ 第一種 ・ 第二種	※500×500 ・（　　）	※6.5 ・（　　）
・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	・ 第一種 ・ 第二種	※500×500 ・（　　）	※6.5 ・（　　）
・ｶｯﾄ・ﾙｰﾌﾟ併用	・ 第一種 ・ 第二種	※500×500 ・（　　）	※6.5 ・（　　）

(6.9.3)
タイルカーペットの敷き方　平場　※市松敷き　・模様流し
階段部分　※模様流し　・市松敷き

6 合成樹脂塗床
(6.10.2)
(6.10.3)

・弾性ウレタン樹脂系塗床　施工箇所（　　）
仕上げの種類
※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
塗料のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・（　　）

・エポキシ樹脂系塗床　施工箇所（　　）
工法
・薄膜流しのべ工法　・厚膜流しのべ工法　・樹脂モルタル工法
仕上げの種類　※平滑仕上げ　・防滑仕上げ
塗料のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・（　　）

(6.10.2)

・薄膜型塗床材　施工箇所（　　）
塗料のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・（　　）

8 フローリング張り
(6.11.2)
(6.11.4)

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量
・Ｆ☆☆☆☆
・接着剤等不使用（単層フローリングに限る。）
・ホルムアルデヒドを拡散しない塗料等使用（単層フローリングに限る。）
・非ホルムアルデヒド系接着剤使用
・非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを拡散しない塗料等使用
・（　　）

(6.11.2)

単層フローリング
・フローリングボード１等　施工箇所（　　）

(6.11.3)
(6.11.4)
(6.11.5)

工法	樹種	仕上塗装	厚さと大きさ
・釘留め工法（根太張り）	（　　）	・塗装品 ・無塗装品	※(表19.5.1) ・（　　）
・釘留め工法（直張り）	（　　）	・塗装品 ・無塗装品	※(表19.5.3) ・（　　）
・接着工法	（　　）	・塗装品 ・無塗装品	※(表19.5.5) ・（　　）

(6.11.2)
(6.11.3)
(6.11.5)

・フローリングブロック１等　施工箇所（　　）

工法	樹種	仕上塗装	厚さと大きさ
・接着工法	（　　）	・塗装品 ・無塗装品	大きさ※303×303 ・（　　） 厚さ　・12　・15 ・（　　）

(6.11.2)

複合フローリング
・複合フローリング　施工箇所（　　）

(6.11.3)
(6.11.4)
(6.11.5)

工法	樹種	仕上塗装	厚さと大きさ
・釘留め工法（根太張り）	（　　）	・塗装品 ・無塗装品	※(表19.5.2) ・（　　）
・釘留め工法（直張り）	（　　）	・塗装品 ・無塗装品	※(表19.5.4) ・（　　）
・接着工法	（　　）	・塗装品 ・無塗装品	※(表19.5.6) ・（　　）

(表6.11.2)　複合フローリングの種別（接着工法以外）・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
(表6.11.4)
(表6.11.6)　複合フローリングの種別（接着工法）・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種

(6.11.5)

接着工法の場合の裏面の緩衝材
※合成樹脂発泡シート　・（　　）

(6.11.6)

下地調整　・行う　※表6.11.7による　・（　　）
・行わない
現場塗装仕上げ　・行う　・行わない
（行う場合）　品名（　　）施工箇所（　　）
・ウレタン樹脂ワニス塗り　・オイルステインの上、ワックス塗り
・生地のままﾜｯｸｽ塗り　・（　　）

9 畳敷き
(6.12.2)

畳の種別　・A種　・B種　・C種　・D種
（A種の場合）畳表：・JS　・J1
（C種の場合）畳床：・PS-C20・PS-C25・PS-C30
（D種の場合）畳床：・KT-Ⅰ・KT-Ⅱ・KT-Ⅲ・KT-K・KT-N
衝撃緩和畳の畳表　・C1　・C2

(表6.12.1)

畳表及び畳床に用いる材料のホルムアルデヒド拡散量
※規制対象外又はＦ☆☆☆☆　・（　　）

⑩ せっこうボード
その他のボード張り
(6.13.2)
(表6.13.1)

種類	厚さ(mm)、規格等
・ 硬質木毛セメント板	・15　・20　・25　・（　　）
・ 中質木毛セメント板	・15　・20　・25　・（　　）
・ 普通木毛セメント板	・15　・20　・25　・30　・40　・50
・ 硬質木片セメント板	・12　・15　・18　・21　・（　　）
・ 普通木片セメント板	・30
タイプ 2（無石綿） ・0.8けい酸カルシウム板 ・1.0けい酸カルシウム板	・5　・6　・8　・9　・10　・12 ・4　・5　・6　・8　・9　・10　・12
・ ロックウール化粧吸音板	・フラットタイプ ・9(準不燃)　・9(不燃)　・12(不燃) ・凹凸タイプ ・12(不燃)　・15　・19
・ ロックウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ1号	・25　・（　　）
⊙ グラスウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ号32K	⊙25(ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包)・（　　）
⊙ せっこうボード	・9.5（準不燃） ⊙12.5（不燃）・15(不燃)
・ 不燃積層せっこうボード	・9.5（不燃） ・化粧無（下地張り用） ・化粧無（ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様）
⊙ シージングせっこうボード	・9.5（準不燃）⊙12.5（不燃）
⊙ 強化せっこうボード	・15（不燃）⊙21（不燃）
・ せっこうラスボード	・9.5（不燃）
・ 化粧せっこうボード（木目）	・12.5（不燃） 模様(・柾目・板目)
⊙ 化粧せっこうﾎﾞｰﾄﾞ（ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様）	⊙9.5（準不燃）
・ 吸音用あなあきせっこうボード	・9.5（準不燃）
⊙ 普通合板	単板の樹種名　・（　　） 板面の品質 ※広葉樹の場合：2等以上　・（　　） ※針葉樹の場合：C-D以上　・（　　） 厚さ(mm)　※5.5mm　⊙（12mm） 接着の程度（・1類　⊙2類） 防虫処理　・有　⊙無
・ 天然木化粧合板	化粧板の樹種名（　　） 接着の程度（・1類　・2類） 厚さ(mm)（　　） 防虫処理　・有　・無
・ 特殊加工化粧合板	品目（　　） 化粧板の樹種名（　　） 化粧加工の方法 （・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　・ﾌﾟﾘﾝﾄ　・塗装・　　） 接着の程度（・1類　・2類） 厚さ(mm)（　　） 防虫処理　・有　・無
・ メラミン樹脂化粧板	
・ ミディアムデンシティファイバーボード	・3　・7　・9　・12　・（　　）
・ 単板張りパーティクルボード	・無研磨板　VN　・研磨板　VS ・10　・12　・15　・18　・（　　）
・ 化粧パーティクルボード	・単板ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　DV　・塗装　DC ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲ　DO ・10(難燃)　・12(難燃)　・（　　）
・ ハードボード（素地）	・未研磨板　RN ・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ　・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞ ・研磨板　RS ・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ　・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞ
・ ハードボード（化粧）	・内装用　DI　・外装用　DE ・2.5　・3.5　・5　・7
・ インシュレーションボード	A級　（・ 天井仕上・ 内装仕上） ・9　・12　・15　・18

SAGAMIHARA 相模原市	工事名称 市立弥栄小学校給食室修繕						縮尺 － 設計年月 2026.06	図面名称 改修特記仕様書(8)	図面番号 改特０８ A

8-1 耐震改修工事 コンクリート工事

3 材料
(8.2.5)
(表8.2.3)

セメントの種類
・（　　）
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種
、シリカセメントＡ種又はフライアッシュセメントＡ種

（高炉セメントＢ種の場合）適用場所（　　）
（フライアッシュセメントＢ種の場合）適用場所（　　）

骨材の種類
フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材及び
電気炉酸化スラグ骨材の使用　・有　・無
普通エコセメントを使用するコンクリートへの再生骨材Ｈの使用
・有　・無
使用骨材のアルカリシリカ反応性による区分　※Ａ　・Ｂ

混和材料の種類
混和剤の種類
※JIS A 6204による（・AE剤　・AE減水剤　・高性能AE減水剤）
化学混和剤の塩化物イオン（Cl^-）量による区分　Ⅰ種
・種類（　　）
化学混和剤の塩化物イオン（Cl^-）量による区分　（　　）種
混和材の種類
・JIS A 6201によるフライアッシュ　Ⅰ種
・JIS A 6201によるフライアッシュ　Ⅱ種
・JIS A 6201によるフライアッシュ　Ⅳ種
・JIS A 6206による高炉スラグ微粉末
・JIS A 6207によるシリカフューム
・JIS A 6202による膨張材
・（　　）
混和材料の使用
【8.2.5(5)(ｲ)(ｲ)①～③】以外の混和材料及び使用量
※使用方法及び使用量のわかる資料の提出し、監督職員の承諾を受ける
・（　　）

(8.2.6)
構造体用モルタルの材料及び調合
モルタルの圧縮強度及びフロー値　・（　　）

(8.2.7)
型枠の材料
せき板の材料
・コンクリート打放し仕上の場合
※表8.1.4の表面の仕上り（・A種　・B種　・C種）
・（　　）
・コンクリート打放し仕上以外の場合
※8.2.7(2)(ｲ)又はその他の材料で所要の品質を確保できるもの
・（　　）
・せき板の材料として合板を用いる場合
・JAS 0233（合板）による表面加工コンクリート型枠用合板
・JAS 0233（合板）による(ｱ)以外のコンクリート型枠用合板で板面の品質Ｂ－Ｃ
・（　　）
厚さ　※12mm　・（　　）

スリーブに用いる材種、規格等
・鋼管（JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）の白管）
・硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）のVU）
・溶融亜鉛めっき鋼板（径200mm以下　厚0.4mm以上）
・溶融亜鉛めっき鋼板（径200mmを超え350mm以下　厚0.6mm以上）
・つば付き鋼管（JIS G 3452の黒管に、厚さ6mm以上、つば幅50mm以上の鋼板を溶接したもの）

4 施工
(8.7.8)
外部に面するコンクリートの打増し厚さ　・（　　）
シアコネクターをセパレーターとして使用　・有　・無
型枠の存置期間及び取外し
・型枠の最小存置期間（セメントの種類が普通エコセメントの場合）
（　　）日

5 その他のコンクリート
(8.9.1)
(8.9.2)

・軽量コンクリート　適用箇所（　　）
軽量コンクリートの種類及び品質
種類　・１種　・２種
気乾単位容積質量　・（　　）
スランプ　※21cm　・（　　）

(8.10.2)
・暑中コンクリート　適用箇所（　　）
構造体強度補正値（Ｓ）　※（表8.10.1）による　・（　　）
スランプ　※21cm　・（　　）

(8.11.1)
・無筋コンクリート　適用箇所（　　）
コンクリートの種類　※普通コンクリート　・（　　）
設計基準強度（F_c）　※18N/mm²　・（　　）
スランプ　・18cm　・15cm　・（　　）
・JIS A 5308に適合しないコンクリートの適用　・有　・無

8-2 耐震改修工事 鉄筋工事

1 材料
(8.2.1)
(表8.2.1)

・鉄筋
鉄筋の規格
・JIS G 3112
・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋
鉄筋の種類の記号（JIS G 3112の場合）
・SD295　呼び径（※D16以下　・　　）
適用箇所（　　）
・SD345　呼び径（※D19以上　・　　）
適用箇所（　　）
・種類の記号（　　）　呼び径・（　　）
適用箇所（　　）

(8.2.2)
・溶接金網
適用箇所（　　）
鉄線の形状（　　）網目寸法（　　）鉄線の径（　　）

(8.2.4)
・あと施工アンカー
適用箇所（　　）
種類　・金属系アンカー　・接着系アンカー
性能確認試験の適用　・有　・無

金属系アンカーの仕様
引張耐力　（　　）　せん断耐力（　　）
アンカー本体径（　　）アンカー本体の埋込み長さ（　　）
アンカーのセット方式　※埋込式改良型　・（　　）
接合筋
種類（　　）径（　　）長さ（　　）

接着系アンカーの仕様
引張耐力　（　　）　せん断耐力（　　）
アンカーの種類
※カプセル式の回転・打撃式　・（　　）
アンカー筋
種類（　　）径（　　）埋込み長さ（　　）
新設壁内への定着の長さ（　　）

2 施工
(8.3.2)　(表8.3.1)

鉄筋の折曲げ形状及び寸法
・90°未満の折曲げの内法直径　（　　）
鉄筋の継手
・重ね継手　・ガス圧接継手　・機械式継手　・溶接継手
位置　・図示　・（　　）

(8.3.4)
柱及び梁の主筋並びに耐力壁の重ね継手の長さ（ 重ね継手の場合）
柱の重ね継手の長さ（　　）
梁の重ね継手の長さ（　　）
耐力壁の重ね継手の長さ
※耐力壁の重ね継手の長さは、40d（軽量コンクリートの場合は50d）又は、【表8.3.2】の重ね継手の長さのうちいずれか大きい値とする。
・（　　）

柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所に設ける
（先組み工法等の場合）
・有（・図示　・（　　））　・無

鉄筋の定着
定着長さ　※【表8.3.4】による　・（　　）
仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さＬが、
【表8.3.4】のフックありの定着の長さが確保できない場合の定着の方法
※【図8.3.3】により【8.3.3(5)(ｲ)(a)～(c)】をすべて満足するもの
・（　　）
帯筋
組立の形　・図示　（　　）
継手　・図示　・（　　）
定着　・図示　・（　　）

(8.3.5)
鉄筋のかぶり厚さ及び間隔
※【表8.3.6】による
・（　　）

(8.3.7)
壁の配筋及び開口部の補強　・図示　・（　　）

(8.3.8)
ガス圧接の圧接完了後の圧接部の試験
超音波探傷試験　・ 行う　・ 行わない

(8.4.2)
・機械式継手
適用箇所（　　）
性能　・図示　・（　　）
種類　・図示　・（　　）
鉄筋相互のあき　・図示　・（　　）
施工完了後の継手部の試験
・外観試験
試験項目及び合否判定
※（表8.4.1）～（表8.4.3）による
・試験項目（　　）　合否判定（　　）
不合格となった場合の措置
※8.4.2(5)(7)(a)～(c)による　・（　　）
・超音波測定試験
試験対象（　　）　不合格となった場合の措置（　　）
柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所に設ける
（先組み工法等の場合）
・有（・図示　・（　　））　・無

(8.4.3)
・溶接継手
適用箇所（　　）
性能　・図示　・（　　）
種類　・図示　・（　　）
鉄筋相互のあき　・図示　・（　　）
施工完了後の継手部の試験
・超音波探傷試験

柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所に設ける
（先組み工法等の場合）
・有（・図示　・（　　））　・無

(8.12.7)
・あと施工アンカー
埋込配管等の探査の方法　・（　　）
施工後の確認試験
試験方法　※引張試験機による引張試験　・（　　）
１ロット　・（　　）
※１日に施工されたものの径及び仕様ごと
試験の箇所数　・（　　）
※１ロットに対して無作為に３本抜き取る
確認強度　（　　）

8-3 耐震改修工事 鉄骨工事

1 鉄骨製作工場
(8.1.5)

製作工場の加工能力
・建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国作工場の性能評価基準」に定める「（　　）グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場
・監督職員の承諾する製作工場

(8.1.6)
製作工場における施工管理技術者
※配置する　・配置しない

8-3 耐震改修工事 鉄骨工事

2 材料
(8.2.8)
(表8.2.7)

・鋼材

種類	形状	寸法
・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）
・（　　）	・（　　）	・（　　）

(8.2.9)
・高力ボルト
種類
・トルシア形高力ボルト
・JIS形高力ボルト　2種（F10T）
・溶融亜鉛めっき高力ボルト　1種（F8T）相当
・（　　）
ねじの呼び寸法　（　　）

(8.2.10)
・溶接材料
【8.2.10(1)(2)】以外の溶接材料　・（　　）

(8.2.11)
・スタッドの種類
（　　）

(8.2.12)
・柱底均しモルタル
※無収縮モルタル　・（　　）

(8.2.14)
板厚方向に引張力を受ける鋼鈑の試験
・有　・無

3 施工
(8.13.2)

・鉄骨工作
高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離
、ボルト間隔、ゲージ等
・図示　・（　　）

(8.13.8)
ボルトの孔径（母屋又は胴縁の取付けに使用する普通ボルト）
※ねじの呼び径+1.0mm　・（　　）

(8.13.10)
仮組の実施　・実施する　・実施しない

(8.14.2)
・高力ボルト接合
摩擦面のすべり試験の実施の適用
・有　・無
ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超えるJIS形高力ボルト
をナット回転法にて締め付ける場合の回転量
・（　　）

(8.15.3)
・溶接接合
技能資格者に対して行う技量付加試験
・実施する　・実施しない

(8.15.4)
開先の形状　・図示　・（　　）

(8.15.7)
エンドタブの切断箇所及び切断範囲
・図示　・（　　）
エンドタブの切断面の仕上げ
※グラインダーにより、粗さ100μmR$_z$程度以下及びノッチ深さ1mm程度以下に仕上げる
・図示　・（　　）
低応力高サイクル疲労を受ける部位
・図示　・（　　）
スカラップの形状
・図示　・（　　）

(8.15.12)
溶接部の試験
外観試験
「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」（平成12年5月31日 建設省告示1646号）第二号に関する試験の方法等
・（　　）
JASS 6 付則6［鉄骨精度検査基準］の付表3「溶接」に関する試験の方法等
・（　　）
完全溶込み溶接部の超音波探傷試験の適用
・適用する
検査水準　・第（・1　・2　・3　・4　・5　・6）水準
・適用しない

SAGAMIHARA 相模原市	工事名称 市立弥栄小学校給食室修繕							縮尺 － 設計年月 2026.06	図面名称 改修特記仕様書(10)	図面番号 改特１０ A

(8.27.6)
防錆処置　（　　）
設置位置の寸法許容差　（　　）
割裂補強筋の仕様　・スパイラル筋　・はしご筋　・（　　）

(8.27.8)
減衰材設置後の仕上げ　（　　）

(8.27.9)
設置完了時の検査の項目及び数量

検査項目	数量
・（　　）	・（　　）

8-5 耐震改修工事　土工事及び地業工事

1　土工事

(8.28.2)
・既存杭の撤去等
・撤去範囲及び撤去方法（既存杭の一部を撤去する場合）
範囲（　　）
方法（　　）
既存杭の杭頭部等の処理の適用　・有　・無
既存杭の補強の適用　・有　方法（　　）　・無
既存杭の健全性を確認する試験の適用　・有　・無

(8.28.3)
埋戻し及び盛土の種別
・材料（　　）工法（　　）　適用場所（　　）

(表8.28.1)
・Ａ種　適用場所（　　）
・Ｂ種　適用場所（　　）
・Ｃ種　適用場所（　　）
・Ｄ種　適用場所（　　）
（Ｃ種の場合）土質（　　）受渡場所（　　）

(8.28.3)
・建設発生土の処理
※指定処分　現場説明書(3-(5))による　・場内処理（図示）

(8.28.4)
・試験杭
位置　・図示　・（　　）
本数（　　）　寸法　（　　）
施工方法（　　）

載荷試験
・杭の載荷試験　方法（・鉛直載荷試験　・水平載荷試験）
試験杭の位置　・図示　・（　　）
本数（　　）　載荷荷重（　　）
報告書の記載事項
・（　　）
・（　　）
・（　　）
・地盤の載荷試験　（※平板載荷試験）
試験位置　・図示　・（　　）
載荷荷重　・（　　）
報告書の記載事項
・（　　）

2　杭地業
(8.28.4)
杭地業の工法　（　　）
支持層の位置　・図示　・（　　）
土質　・図示　・（　　）
杭の根入れ長さ　・図示　・（　　）
水平方向の位置ずれの精度　・図示　・（　　）
杭の寸法　・図示　・（　　）
杭の継手を溶接とする場合の技能資格者の技量
・（　　）の試験に基づく能力を有する
技量の確認試験　・有　・無
杭頭処理の適用　・有　・無
本杭の施工方法（　　）

3　砂利、砂、捨コンクリート地業等
(8.28.4)

・砂利地業
厚さ及び範囲

厚さ(mm)	範囲
※60	・（　　）
・（　　）	・（　　）

・砂地業
厚さ及び範囲

厚さ(mm)	範囲
※60	・（　　）
・（　　）	・（　　）

・捨コンクリート地業

厚さ(mm)	範囲
※50	・（　　）
・（　　）	・（　　）

9 環境配慮改修工事

1 石綿含有建材の除去工事
(9.1.1)

石綿含有建材除去後の仕上げ工事　※図示　・（　　）
石綿含有建材の調査
石綿含有建材の事前調査　⊙行う　・行わない
調査方法 ⊙工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりアスベストを含有している吹付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、調査結果を発注者に書面で説明する。
調査範囲　・図示　⊙（修繕の対象範囲）
貸与資料（　　）
石綿含有の有無
石綿含有吹付材除去工事(ﾚﾍﾞﾙ1　届出対象特定工事)・有　⊙無
石綿含有保温材等(ﾚﾍﾞﾙ2　届出対象特定工事)・有　⊙無
石綿含有成形板除去工事(ﾚﾍﾞﾙ3)　・有　⊙無
石綿含有仕上げ塗材等　・有　⊙無

材料名	飛散性	石綿の種類	含有率

分析による石綿含有建材の調査の適用　・有　⊙無
分析対象
アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト
分析方法
※JIS A 1481-2「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による

材　料　名	定性分析	定量分析
	・箇所数（　　）	・箇所数（　　）

サンプル数　１箇所あたり３サンプル（10cm3/箇所、100cm2/箇所）
採取箇所　・図示　・（　　）

石綿粉じん濃度測定
・ 行う　⊙ 行わない

石綿粉じん濃度測定の測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	・2点　・3点
・	測定 2		敷地境界	・4方向各1点
			施工区画周辺	・2点(各階毎)
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	2点
・	測定 4	（試験作業時	ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	1点
・	測定 5	及び 本作業時 ） １週に１回	集じん・廃棄装置排出口（処理作業室外の場合）	1点
・	測定 6		敷地境界	・4方向各1点
			施工区画周辺	・2点(各階毎)
・	測定 7	処理作業後 （隔離ｼｰﾄ撤去前）	処理作業室内	・1点(足場内) ・2点(各階毎)
・	測定 8	処理作業後 （隔離ｼｰﾄ撤去後）	敷地境界	・4方向各1点
			施工区画周辺	・1点(各階毎)

※測定点の位置は、監督員との協議による
※処理作業が１週間以上続く場合には、各週で測定を行うこと。
※施工区画周辺については、以下のとおりとする。
作業室面積が50㎡未満の時は、2点とする。
作業室面積が300㎡未満の時は、3点とする。

測定方法
石綿粉じん濃度の測定方法は、JIS K3850-1「空気中の繊維状粒子測定方法－第１部：光学顕微鏡法及び走査型電子顕微鏡」、労働省告示第46号「作業環境測定基準」に従い(公社)日本作業環境測定協会で発行している「作業環境測定ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸ１－鉱物性粉じん・石綿・RCFー」又は環境省「ｱｽﾍﾞｽﾄﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾏﾆｭｱﾙ」に示されている方法による。
測定機関
作業環境測定機関（厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けた機関）若しくは環境計量機関又はこれと同等以上の技術を有する者・機関
報告書
１部作成

1-1　作業計画書の提出
特定建築材料(ﾚﾍﾞﾙ1、ﾚﾍﾞﾙ2、ﾚﾍﾞﾙ3及び石綿含有仕上塗材)の除去にあたり、作業開始前に特定建築材料作業計画書を提出し、発注者の承諾を受けること。

1-2　石綿作業主任者
除去工事共通事項
特定建築材料の除去にあたり、石綿障害予防規則第19条に基づき、石綿作業主任者の選任を行うものとする。
なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者又は平成１８年３月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。

1-3　特別管理産業廃棄物管理責任者
除去工事共通事項
特別管理産業廃棄物管理責任者の選任
特別管理産業廃棄物の除去工事にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の選任を行うものとする。

1-4　表示及び掲示
「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策の実施内容の掲示について」（平成17年8月2日　厚生労働省通知起案発第0802001号）、「大気環境中への石綿(アスベスト)の飛散防止対策の徹底と実施内容の掲示について」（平成17年8月19日厚生労働省通知起案発第050809002号)に基づき、実施内容を見やすい場所に掲示すること。

1-5　除去作業者
1　作業員は就業時に石綿障害予防規則第27条に基づく教育を受けたものとする。
2　作業員の健康診断
石綿障害予防規則(以下、石綿則という。）基づく特殊健康診断（6ヶ月以内に１回定期に受診）とじん肺法に基づくじん肺健康診断（３年以内に１回）を受診した者とし、診断の結果、肺機能に異常がない者とする。

1-6　除去作業
(9.1.3)
・石綿含有吹付け材の除去
除去工法　※【9.1.3(2)(7)(a)～(d)】による
・（　　）
除去対象範囲　・図示　・（　　）
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分方法
・埋立処分（管理型最終処分場の一定の場所）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理）

(9.1.4)
・石綿含有保温材の除去
除去工法　・破砕して除去する　・原形のまま、手ばらし
除去対象範囲　・図示　・（　　）
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有保温材の処分
・埋立処分（安定型最終処分場の一定の場所）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理）

(9.1.5)
・石綿含有成形板の除去
除去対象範囲　・図示　・（　　）
作業場所の周辺の養生　・行う　・行わない
原則、原形のまま撤去すること。但し、撤去することが困難な場合は飛散防止抑制剤等を用いて飛散防止処置を行うこと。
除去した石綿含有成形板の処分
・石綿含有せっこうボード
※埋立処分(管理型最終処分場の一定の場所)
・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
・埋立処分（安定型最終処分場の一定の場所）
・中間処理（溶融施設）

(9.1.6)
・石綿含有仕上塗材の除去
除去工法　・高圧水洗工法　・剥離剤　・（　　）
除去対象範囲　・図示　・（　　）
除去した石綿含有仕上塗材の処分
・埋立処分（安定型最終処分場の一定の場所）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理）
・汚泥として処理
保管方法（　　）　運搬方法（　　）
処分方法（　　）
※アスベスト含有仕上塗材への「カッター入れ」や「穿孔」の作業を行う際、大気汚染防止法施行規則別表第七第一の項下欄イ～チの事項を遵守するか、それらと「同等以上の効果を有する措置（※1）」を講ずること
(※1)「同等以上の効果を有する措置」は下記の何れかの工法とする
・集じん装置併用手工具ケレン工法
・集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下）
・集じん装置付き超高圧水洗工法
・超音波ケレン工法
・剥離材併用手工具ケレン工法
・剥離材併用超高圧水洗工法
・剥離材併用超音波ケレン工法
・集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
※上記の工法で集じん装置を用いる場合、専用のＨＥＰＡフィルターを内臓した集じん装置を用い、且つ敷地内にフィルター交換を行うための施設(※2)を設けること。
※廃棄するアスベスト含有仕上塗材を一時保管する施設(※2)を敷地内に設けること。また、保管場所には石綿含有仕上塗材が保管されている旨を掲示すること。
(※2)：施設の構造は単管及びビニルシート等で構成し、
一定の気密性を保つものとする
なお、フィルター交換を行うための施設及び
一時保管する施設は兼用とすることができる

室内アスベスト除去作業時の養生
剥離場所をLGSや木下地等を用いて作業場所を区画養生を行った状態で作業を行うこと。養生にはポリシートを用いること。

1-7　作業完了後の報告
特定建築材料の除去作業完了後の報告
大気汚染防止法18条23第1項に基づき除去作業完了後、速やかに作業結果報告書を発注者へ提出すること。